

議案第16号

三芳町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三芳町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

既納の施設使用料の取扱いについて、新たに返還規定を定めるため、本条例を改正したく、提案するものである。

三芳町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三芳町公民館の設置及び管理に関する条例（昭和５２年三芳町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１４条中第２項を削り、第３項を第２項とし、第４項を第３項とする。

第１５条中「前条第３項」を「前条第２項」に改める。

第１６条を第１７条とし、第１５条の次に次の１条を加える。

（使用料の返還）

第１６条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を返還することができる。

- （１） 施設等の維持管理上又は公益上特に必要があるため使用の許可を取り消したとき。
- （２） 公民館の使用許可を受けた者が自己の責めに帰することができない理由で施設を使用することができなかったとき。
- （３） 規則で定める期間内に使用許可の取消しの承認を受けたとき。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

参考

三芳町公民館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正後	現行
(使用料) 第14条 略 <u>2 略</u> <u>3 略</u> (使用料の減免) 第15条 公共団体若しくは公共的団体又は法第22条に定める公民館事業と同様の事業を行うことを目的として公民館を使用する場合においては、<u>前条第2項の使用料を減免することができる。</u> (使用料の返還) 第16条 <u>既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を返還することができる。</u> <u>(1) 施設等の維持管理上又は公益上特に必要があるため使用の許可を取り消したとき。</u> <u>(2) 公民館の使用許可を受けた者が自己の責めに帰することができない理由で施設を使用することができなかったとき。</u> <u>(3) 規則で定める期間内に使用許可の取消しの承認を受けたとき。</u>	(使用料) 第14条 略 <u>2 既納の使用料は、使用者の責に帰することができない事由により使用することができなくなった場合を除くほか、これを返還しないものとする。</u> <u>3 略</u> <u>4 略</u> (使用料の減免) 第15条 公共団体若しくは公共的団体又は法第22条に定める公民館事業と同様の事業を行うことを目的として公民館を使用する場合においては、<u>前条第3項の使用料を減免することができる。</u>

(委任)
第17条 略

(委任)
第16条 略